

# 会津若松市中心拠点地区まちなかウォークラブル基本計画策定支援業務委託 プロポーザル募集要項

## 1 趣旨

この要項は、会津若松市中心拠点地区まちなかウォークラブル基本計画策定支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

(1) 業務の名称 会津若松市中心拠点地区まちなかウォークラブル基本計画策定支援業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、立地適正化計画に基づく都市機能施設の立地や居住誘導区域内の人口密度の維持を図るため、大規模な未利用地や、道路空間、公園などの公共施設を活用し、賑わいや交流の中心となる機能の検討や、良好な居住環境の形成を図るため、街区単位での空き家や空き地を活用した居住誘導のモデル事業などの検討を行い、居住や都市機能を誘導するためのアクションプランである「まちなかウォークラブル基本計画」を策定することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「会津若松市中心拠点地区まちなかウォークラブル基本計画策定支援業務委託要求水準書」のとおり

(4) 業務の履行期間

契約締結日から令和7年3月27日まで

(5) 委託料上限額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 担当課

会津若松市建設部都市計画課計画グループ

所在地：〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

TEL：0242-39-1261

FAX：0242-39-1450

メールアドレス：toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。

(4) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。

(5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この要項において求める要件を満たしていること。

## 4 スケジュール（予定）

項目	日程
公募開始（公告日）	令和6年4月24日（水）
質問書の受付期限	令和6年5月15日（水）17時まで
参加意向申出書の提出期限	令和6年5月20日（月）17時まで
参加資格確認の通知	令和6年5月21日（火）
企画提案書の提出期限	令和6年5月27日（月）まで
選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の開催	令和6年6月19日（水）

選考結果の通知	令和6年6月下旬
契約締結	令和6年7月中旬

## 5 募集要項等の入手方法

募集要項、要求水準書、各種様式等については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

(掲載場所)

トップページ>事業者の方へ>分野別(入札情報)>各分野のページ(3公募(プロポーザル方式等))

## 6 質問の受付及び回答

募集要項、要求水準書等に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

- (1) 提出期限  
令和6年5月15日(水)17時必着
- (2) 提出先  
2の(6)記載の担当課
- (3) 提出方法  
質問書(第2号様式)によりFAX、郵送又は電子メール(様式添付)で提出すること。FAX、電子メールの場合は、送付後、(2)の提出先あてに確認の電話をすること。なお、直接窓口を持参した場合は、受理しない。
- (4) 回答  
質問書に対する回答は、提出者あてにFAX又は電子メールにより随時回答するとともに、会津若松市ホームページに掲載する。なお、要求水準書等に関する回答は、要求水準書等記載事項の追加又は修正とみなす。

## 7 参加意向申出書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向を申し出ること。

- (1) 提出期限  
**令和6年5月20日(月)17時必着**
- (2) 提出先  
2の(6)記載の担当課
- (3) 提出方法  
参加意向申出書(第3号様式)を上記(2)あて、FAX、郵送又は電子メール(様式添付)により提出すること。FAX、電子メールの場合は、送付後、2(6)の担当課へ確認の電話を行うこと。なお、直接持参した場合は、受理しない。
- (4) 辞退方法  
参加意向申出書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届(第4号様式)をFAX、郵送、電子メール又は持参により提出すること。

## 8 企画提案書の提出等

企画提案書は、7に定める参加意向申出を行い、参加資格の確認の通知を受けた者のみ、提出できるものとし、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限  
**令和6年5月27日(月)会津若松郵便局必着**
- (2) 郵送宛名(封筒記載のこと)  
**〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所都市計画課 行**  
**「会津若松市中心拠点地区まちなかウォークラブル基本計画策定支援業務プロポーザル参加書類」在中**
- (3) 提出方法  
**会津若松郵便局留の郵便により提出**すること。なお、郵便局留郵便は会津若松郵便局に到着後10日を過ぎると差出人に返送されるため、十分留意のうえ差し出すこと。  
※直接都市計画課へ送付・持参した場合は、失格とする。
- (4) 提出書類  
(別紙様式1) 提案書  
(別紙様式2) 会社概要書  
(別紙様式3) 実施体制書  
(任意様式) 企画案(A4\_片面10ページ以内)

(別紙様式4) 見積明細書

(5) 提出部数

8部(発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。)

(6) 企画提案書作成上の注意点

ア 企画提案書(別紙様式1~4)は、A4判縦置き片面横書き、文字は11ポイント以上(図表・写真中の文字及びふりがなを除く。)とし、会社概要書(別紙様式2)以降にページ番号を付して、左綴じ(ホチキス2点止め)で1冊にまとめること。

イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ること。

ウ 企画提案書に未提出部分や記載漏れがあった場合、当該項目の得点を0点とする。

エ 企画案(任意様式)には、次に掲げる項目を踏まえ、10ページ以内(表紙等を含む。)に収まるようにまとめること。なお、写真、画像、図、表等を自由に記載してかまわない。

○業務の実施方針

○業務のフロー

○業務の工程計画

○個別テーマに関する提案

以下のテーマにおける効果的な手法について提案すること。

テーマ①商業施設跡地の効果的な利活用方法

テーマ②中心市街地の道路空間・公園を活用した賑わい創出方法

(7) 企画提案書の取扱い等

ア 企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 提出された企画提案書は、返却しない。

エ 企画提案書は、審査以外に作成者に無断で使用しない。ただし、会津若松市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

## 9 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

(1) 提案書が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提案書が募集要項等において指定した方法以外の方法で提出された場合(軽微と認められる誤りを除く。)

(3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合

(4) 募集要項等に示した委託料上限額を超える金額の提案をした場合

(5) 委員に対して、故意に接触を求めた行為を行った場合

(6) 市職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合

(7) 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると認められる不正な行為を行った場合

(8) その他募集要項等に定める条件(軽微なものを除く。)に違反したと認められる場合

## 10 受託候補者の選定

(1) 選定主体

会津若松市中心拠点地区まちなかウォークラブル基本計画策定支援業務委託プロポーザル選考委員会が評価を行うものとし、評価に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 評価基準及び配点

別に定める会津若松市中心拠点地区まちなかウォークラブル基本計画策定支援業務委託プロポーザル評価基準のとおり。

(3) 選考委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングの実施

ア 開催予定日

令和6年6月19日(水)

※参加順、集合時間その他詳細は後日改めて通知する。また、参加者数により日程を調整する可能性がある。

イ 場所

会津若松市役所 河東支所 大会議室【予定】

ウ 出席者

プロポーザル参加者側の出席者は1事業者あたり2名以内とする。

エ 説明時間

各プロポーザル参加者1事業者あたり15分以内とする(質疑応答時間は別途)。

カ 資料配布等

選考委員会では、事前に提出した企画提案書に基づく説明を行い、追加資料の配布や投

影は禁止する。

## 11 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員にFAXで通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、本プロポーザルに審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

## 12 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に市と契約関係は生じない。

### (1) 業務内容に関する協議

本業務の内容については、市と受託候補者が、要求水準書及び受託候補者が提出した提案書を踏まえ、協議を行って仕様書を定めるものとする。受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が契約を辞退した場合は、選考における評価が次点であった者と協議を行うものとする。

### (2) 契約手続

市は、会津若松市財務規則に定める随意契約により、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。また、契約締結に当たっては、同規則に定める契約保証金を会津若松市に納付しなければならない。ただし、同規則第105条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (3) 契約金額

契約金額は、(1)の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、当該見積書の見積額は提案の際、提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。

## 13 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出した企画提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(3) 提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。

(4) 会津若松市の入札参加資格者名簿に登録している事業者にあつては、**委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成**を行うこと。

(5) 本業務の受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ市の承認を受けること。ただし、原則として再委託に係る経費の合計が委託料総額の50%以上の再委託は認めない。